

# 国際ロータリーへの理解

バスター・宮脇 富

ロータリーも創立58年となりました。シカゴ市デアボン街に、ポール・ハリス、シルベスター・シール、ガスターバス・ローア、及びハイラム・ショーレーの僅か4人で生まれたロータリーが、今日では世界128ヵ国にわたり、1万千有余のクラブを擁し、53万人以上の会員を有する大集団となりました。

此の目覚しい発展については色々な原因が挙げられておりますが、ロータリーの特徴の一つとして出席に重きを置いていることが述べられています。しかし如何なる団体でありまして出席を喧しくいわないものはありません。業種別会員制度はロータリーの専売のようにいわれておりますけれども、これとてイギリスではロータリー以前に業種別クラブを結成した事実があり、アメリカではベンジャミン・フランクリンがこの種の団体を作っております。ロータリーはその会員がその主義に忠実であったというところに他の団体と異り、今日の繁栄を齎した主因があるようであります。ロータリーは単純な機構の下に結成せられ、人類の本能である友を求めるといふ平凡な欲望を最も合理的に、しかも民主的に実行に移したところに運営の妙味があり成功があったともいえましょう。そういたしますと、それは違ふ、ロータリーには、やれ定款だ、細則だ、出席規定だ、制定案だ、決議案だ、やれ理事会の決定事項だ、と面倒な規則や、喧しい勧告というようなものが数知れずあるではないか、といわれるでしょう。正にその通りであります。

理事会決定事項と申しますと、最近新しい重要な決定事項が発表されました。その一つに“ロータリーの基本的特徴”というものがありますが、これは今まで国際ロータリーで出した、それについての如何なるステートメントにも取って代わるものとなっております。それは全部で6項目からなっております。

今一つの重要決定事項は“国際ロータリーの基本方針”であります。これも従来のもを改訂したものでありまして、全部で5項目にわたっております。なお此の外に推奨クラブ細則の変更があります。これらはいずれその内にガバナーから正式の通知があることと思えますから、クラブの情報委員会におかれては適当な方法により、速かに会員に周知せしめるようお願い致します。

今度の理事会の決定事項を見ましても、成る程むずか

しいもののようにうかがえられないこともありません。そこでロータリーは今少し簡単にしたらよいではないか、画一的機構を改めて今少しそれぞれの国情に則した自主的機構を認めるべきではないか、というような話をきくことがあります。しかし良く色々な文献を調べてみますと、ロータリーの大精神に悖らない限り、その国情に応じ、地区の事情で、またクラブ区域内の状況で適当な処理ができるようになっておるようであります。

そもそもロータリーができました当初は、何等文書にした規則もなく、単に申合わたる了解事項で、クラブを運営したもので、事の起りはポール・ハリスとシルベスター・シールの話合いで、職業を異にしている男同士のクラブを作ろうではないか、ということのようであります。そこで2人連立って鉦山師のガスターバス・ローアの事務所を訪ずれ、そこに居合わたせた洋服屋のハイラム・ショーレーと会合しまして、ポール・ハリスがクラブ結成の構想を話し、皆がこれに賛成して次の会合はポール・ハリスの事務所で開催することを申合わたるのであります。ポール・ハリスは弁士であり、シルベスター・シールは石炭業者でありましたから、4人共職業を異にしておいたのであります。此のポール・ハリスの事務所で開催した時に、会員の資格を決定したことが、今日の職業分類の原則となつたのであります。また此の会合で、クラブの例会は会員の事務所で開催することをもきめました。これがその次ぎの例会、即ちシルベスター・シールの事務所で行われた会合で、クラブにロータリーの名称をつけた動因となっております。

シルベスター・シールの事務所で開催された例会で初めてクラブの会長及び幹事がきまり、会長にはシール、幹事にはポール・ハリスの事務所の会合の時にお客として招かれ会員となつたウィリアム・ゼンセンが選ばれたのであります。ロータリーの初期におきましては会員の選考は此の人は是非共会員になって貰いたいと思う人を、まずクラブの例会に招待したもののようであります。今日の会員選考の14段階にもこの精神が盛られております。此の例会では、その外にもロータリー運営上の根本となる重要問題ともいふべき出席のことを決定してあります。即ち、会員が4回連続欠席した場合には、会員資格が自動的に喪失することをきめました。旅行とか病気でさえも、例会への欠席の無条件承認とはせず、欠席の場

合には必ず50セントの罰金を支払うことになっていました。今日のニコニコボックスの習慣はこれから来たものといえましょう。クラブとしてはこれが当時唯一の財源であったようであります。もっとも当初クラブの費用は至って少く、此の罰金だけで、事足りたようでありましたので入会金も年会費も徴収していませんでした。

初めの頃は、2週間に1度、夜の食事後に会合したもののようであります。或る例会に、第3回目に入会した会員であるチャールス・ニュートンが遅刻して出席しましたので、他の会員からひどく非難されたことがありました。そこで彼は、出席前レストランで夕食するのに手間を取ったことを説明し、今後は会員が夕食を共にし、夕食後揃って例会場に行くことを提案しましたところ、会員一同は友情を暖める上にも頗るよいことであるというのでこれに賛成し、爾來食事を共にしてから例会場に行くことにしたもので、これが、今日私共が食事を共にして例会を開くようになった動機であります。

そういうわけでロータリーの初期には例会と食事は別々のものであったのであります。ロータリー創立当初のことを考えますと、私共が例会で食事をすましてから間もなく、例会に60%出席したものだからよいというので退席するのはどんなものでしょうか。まあそんな理屈は抜きにして、ロータリアンはお互いに折角例会に出席しておることでありますから、予定の1時間を十分楽しんで、中途退席は出来るだけ避けようではありませんか。

ロータリーは以上申上げたような生い立ちを持つものでありまして、それが発展するに従い、その経験と習慣から今日のような機構が生れ、その運営上色々な規則が必要となったのであります。しかしそれらの規則も一定不変のものではありません。先程申上げました最近の理事会決定事項の“ロータリーの基本方針”によりまして、それは明かであります。その4に“憲章及び手続上の運営に関する制限は、ロータリーの基本とその特異性を保持するために必要な最少限度に保たれている。その規定の範囲内において、国際ロータリーの方針の解釈及び実行は最大の融通性を持っている。それは地方水準において特にそうである”と声明しているのを見ましても明かであります。

ロータリーが国際的であるということは、異った人種、異った言語、異った習慣、異った国法の下にある人々の団体であるということを意味します。斯様な集団を画一された規則や、袖告の下で統制し、その団体を運営することは容易なことではありません。斯様な団体の

円満なる運営は相互理解の下においてのみ行いうるものであります。先程申しました基本方針の第3には“国際ロータリー運営の基礎となっている原則は、加盟クラブの実質的な自主性にある”とっております。時々私は“国際ロータリーは余りにも中央集権主義である、今少し地方の自主権を認むべきではなからうか”ということを引きまします。ところが事実においては今申しましたように、クラブの自主権は認められておるのであります。また、色々な規則を見ましてもそこに十分の余地があるのであります。それにもかかわらず斯様な声をきく所以はそこに何等かの原因がなくてはならないし、また改善すべき余地があるといわなければなりません。

そこで国際ロータリーの理事者として十分注意して頂かなければならないことは、或る規定、殊に理事会の決定事項を余りにも拘子定規的に、しかも画一的に実行するため、不本意に、却ってクラブに不便や不利をもたらす結果となることが、往々にしてあるということでもあります。このような点は、クラブの国際ロータリーへの直結という原則に悖らない限りにおいて、また国際ロータリーの経費の許す範囲において理事会はこれを考慮し、クラブと国際ロータリーとの絆を一層堅くし、ロータリーの目的達成のため、その発展を益々感んばらしむるようつとめてもらわなければならないと思います。それには国際ロータリーは、加盟クラブの国情及び民族の習慣をこの上とも良く理解し、それぞれ臨機の手段を講ずる

ことが必要だと思います。我が日本のように、良く纏った割り合いに狭い国で、530以上のロータリークラブを擁し、2万4千人近くのロータリアンを有する国に対しては、それにふさわしい策を講ずることが、国際ロータリー運営の上に有利ではないでしょうか。

さりとて私はここにRIBIの如き制度を新たに設定するということに賛成するものではありません。RIBIには、その依って生じた歴史的経緯もありますし、またそれはそれなりにロータリーの使命を果しておるのです。しかしロータリーがロータリーである所以はそれが国際的であるからだという点に鑑みまして、斯様な地域的運営機関を作るといふことは好ましくないのでないかと存じます。しからば、クラブの国際ロータリーへの直結の原則と国際性を保ち、国際ロータリーの諸規則や、理事会の決定事項等に抵触せず、しかも日本のように中央事務局より遠く離れ、独自の言語を有し、纏った地域内に全ロータリアンの約5%を有する国では如何なる制度が可能であるかと申しますと、それには国際ロータリー細則第13条、第4節の(ロ)項を適用して、国単位の諮問委員会を造ることとあります。同項によります

と、“理事会は、或る国における全クラブを含む集団にその国内における方針を研究し、且つそれらのクラブによってなすべき社会奉仕の計画をたて、承認を受けるため理事会にこれを提出すべき諮問委員会を造る権限を与えることができる”とあります。これに類似した委員会は現に欧州、北アフリカ、及び東地中海諮問委員会というのがあります。地区諮問委員会は地区ガバナーの諮問機関として、同条同節の(イ)項の規定の下に理事会がその設置を認めております。しからば我が国に(ロ)項に基づく国単位の諮問委員会を造り、我が国ロータリーの方針をたて、これを国際ロータリーに進言するようになれば、中央集権的誤解も去り、クラブへのサービスも改善せられるばかりでなく、今日我が国で問題になっている国際青少年交換事業の取扱いも、その所屬が判然とし、その事業遂行を円満ならしめることでありましょう。

此のロータリー記念週間に発りまして、ロータリーの過去を偲び、将来に鑑み、その健全なる発展を布う余りここに日本国内に、国際ロータリー細則第13条第4節(ロ)項を適用する。国際ロータリー諮問委員会の設置を提唱する次第であります。